令和3年度 知水講座 「特定都市河川浸水被害対策法の改正概要と 流域治水の今後の進め方」

流域治水の今後の進め方

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 池内寬明



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令・省令・通知の主な事項(特定都市河川関係)

「内た部市内州及水阪日内米広寺の一部と改正する広中」の施門に休る政市。日市 遮坑の土は手及へ内た部市内州関係が			
法律	政令	省令	施行通知
第一章 総則(特定都市河川の指定等) 第一条〜第三条			1. 特定都市河川の指定要件の見直し 特定都市河川の指定 特定都市河川流域の指定 指定に当たっての留意事項
第二章 流域水害対策計画等 第一節 流域水害対策計画の策定等 第四条~第七条 第二節 流域水害対策計画に基づく措置			2. 流域水害対策協議会制度 協議会の組織及び運営 協議会の構成員 等
(河川管理者による雨水貯留等) 第八条~第十条			3. 流域水害対策計画の拡充
第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等 第十一条~第二十九条	● 認定事業者に対する国・地方 公共団体の補助金の額	● 雨水貯留浸透施設整備計画を 認定する際の基準 等● 管理協定の基準 等	4. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等 雨水貯留浸透施設整備計画の認定 雨水貯留浸透施設整備計画の認定申請 雨水貯留浸透施設整備計画の認定の基準 雨水貯留浸透施設整備計画の認定も当たっての手続等 管理協定の締結等
第三章 特定都市河川流域における規制等 第一節 雨水浸透阻害行為の許可等 第三十条〜第四十三条			
第二節 保全調整池 第四十四条~四十七条 第三節 管理協定 第四十八条~五十二条			
第四節 貯留機能保全区域 第五十三条~五十五条	● 届出が必要でない貯留機能 保全区域内の行為	貯留機能保全区域の指定の公示等貯留機能保全区域内の土地における届出を要する行為等	5. 貯留機能保全区域の指定 > 区域指定の方法 > 標識の設置 > 届出等
第五節 浸水被害防止区域 第五十六条~七十六条	● 特定開発行為に係る土地の 形質の変更● 特定開発行為に係る制限用 途 等	● 浸水被害防止区域の指定の際の明示事項 ● 浸水被害防止区域の指定の公示等	6. 浸水被害防止区域の指定 > 区域指定の方法 > 基準水位等の決定方法 > 浸水被害防止区域における特定開発行為の制限等 > 浸水被害防止区域における特定開発行為の制限等
	● 床面の高さを基準水位以上の 高さにすべき居室 等	● 特定開発行為の許可の基準 等 ● 特定建築行為の許可の基準 等	
第四章 雑則	● 地方公共団体に対する国の 補助金の額 等		
第五章 罰則			

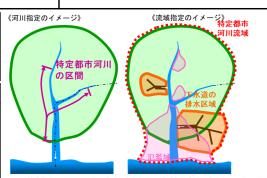
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定要件の見直し

- ○特定都市河川の指定に当たっては、以下の①~③の3つの要件を総合的に勘案し、その全てに該当する場合に指定されたい。
- ①都市部を流れる河川:市街化区域等(家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む)の人口・資産が集積した区域を流れる河川である
- ②著しい浸水被害の発生又はそのおそれ:水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象となる河川である
- ③河川整備のみでは浸水被害の防止が困難:個別の河川の整備状況、事業計画、事業進捗の見通しに加え、流域の市街化の進展の状況、当該河川が接続する河川の状況、当該都市部を流れる河川の周辺の地形の状況、それらの将来の見通しを踏まえ、河道又は洪水調節ダムといった従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案して困難な以下のいずれかに該当する河川である
 - (i)流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川
 - (ii)接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川
 - (iii)地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川

法律(下線部追加)	従前	考え方	改正 (施行通知)	考え方
①都市部を流れる河川	流域の市街化率が概ね5割以上	市街化の進展により 河道等の整備による 浸水被害の防止が困 難な河川を対象として 「大」都市部を念頭		近年の地方都市等における水害を踏ま えた法改正により自然的条件等により困 難な河川を対象に追加したことから、守 るべき人口・資産が集積した地方都市ま で拡大
②著しい浸水被害が発生し、又はそ のおそれ	過去の実績又は想定される年平均水 害被害額が10億円以上	全国の1級水系の平 均以上、総合治水実 施河川の実績から設 定	水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定	水防法改正により防護対象のある河川 においては洪水浸水想定区域指定する こととなったことから、水防法改正内容と 整合をとった要件とする
③河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展 <u>又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難</u>	市街化の進展の状況を考慮した場合、河道又は洪水調節ダムといった 従来の整備手法のみによる浸水被害 の防止が、費用対効果等を勘案する と現実的でない	市街化の進展により 困難であることを定義 していたため、用地買 収・補償等から検討	(i)流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川 (ii)接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川 (iii)地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川	法改正により対象河川を追加したことにより要件を追加(流域の市街化率の算定は山地除きで行うことを可とする)

〇降雨が当該特定都市河川に流出する区域(当該特定都市河川に雨水を排除する下水道(以下「特定都市下水道」という。)の排水区域(以下「集水域」という。)に加え、当該特定都市河川からの氾濫が想定される区域(以下「<u>氾濫想定区域</u>」という。)のうち集水域を越える区域がある場合は、当該区域も含め特定都市河川流域に指定されたい

従前	考え方	改正 (施行通知)	考え方
特定都市河川の集水域と流入する下水道の排水区域を指定	市街化の進展による流出増対応を主眼においているため集水域を対象	降雨が当該特定都市河川に流出する区域の排水区域に加え、当該特定都市河川からの氾濫が想定される区域のうち集水域を越える区域がある場合は、当該区域も含め特定都市河川流域に指定	法改正により浸水想定区域での土地利用規制も含めて浸水被害を防止することとしたため、流域に氾濫域を追加。(想定氾濫域は都市浸水想定を基本とし、想定最大規模の洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定することも可)



※※特定都市河川からのはん濫が想定される区域が自然流域に含まれていない場合には 当該はん濫想定区域を含んで特定都市河川流域として指定することもできる。

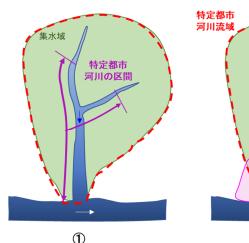
特定都市河川流域の指定の手順

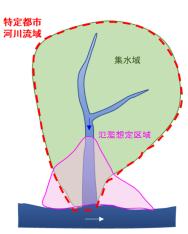
- 流域治水に係る施策を講じる区域である特定都市河川流域を指定しようとするときは、降雨が当該特定都市河川に流出する区域(当該特定都市河川に雨水を 排除する下水道の排水区域を含む。)(以下「集水域」という。)に加え、当該特定都市河川からの氾濫が想定される区域(以下「氾濫想定区域」という。)のうち集 水域を越える区域がある場合は、当該区域も含め特定都市河川流域に指定されたい。
- 氾濫想定区域のうち集水域を越える区域においては、特定都市河川法改正による改正後の同法第30条の雨水浸透阻害行為の許可に係らしめる必要がないことから、以下の手順により特定都市河川流域の指定の手続を講じることとするなど、流域水害対策計画に基づき、**当該区域内における雨水浸透阻害行為は許可の対象外とし、過度な規制とならないよう留意**されたい。
- ① 特定都市河川指定時に、

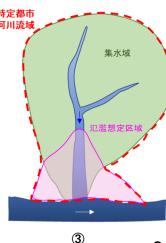
 当該特定都市河川の集水域を特定都市河川流域として指定する
- ② 流域水害対策計画の検討の際に、<u>氾濫想定区域のうち集水域を越える区域</u>の有無に応じて、<u>当該区域が所在する地方公共団体も流域水害対策計画の策定者</u> とすることを念頭に、検討への参画を促す。
 - 併せて、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域における特定都市河川法改正による改正後の<u>同法第30条第1号〜第3号に掲げる行為は、同法第30条の許</u> 可の対象外である旨、計画記載事項である「その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項」に明示する
- ③ <u>氾濫想定区域のうち集水域を越える区域を特定都市河川流域として追加指定</u>するとともに、<u>当該区域が所在する地方公共団体も策定者として位置付け</u>、氾濫想 定区域のうち集水域を越える区域における特定都市河川法改正による改正後の<u>同法第30 条第1号~第3号に掲げる行為は、同法第30 条の許可の対象外で</u> ある旨、明示された流域水害対策計画を策定する

(参考)特定都市河川浸水被害対策法第三十条 (雨水浸透阻害行為の許可)

- 第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号 に該当するものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののぼか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある 行為で政令で定めるもの

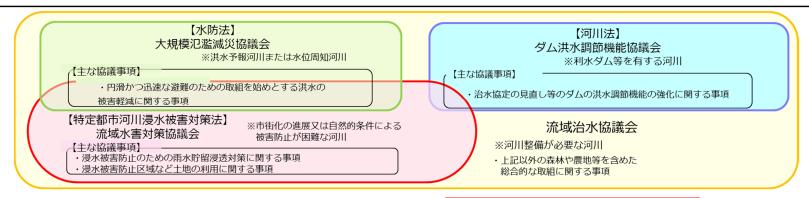






流域水害対策協議会制度

- 〇協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。協議会で協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。
- 〇円滑な協議の実施や都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、流域水害対策協議会の運営においては、複数の協議会を合同で開催したり、構成員や協議事項が類似・関連する他の協議会 (例:大規模氾濫減災協議会、ダム洪水調節機能協議会、流域水循環協議会)と同日同会場での開催とする等により、連携することとしても差し支えない。



協議会	大規模氾濫減災協議会 (水防法)	ダム洪水調節機能協議会 (河川法)	流域水害対策協議会 (特定都市河川浸水被害対策法)	流域治水協議会 (任意)
目的	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う	利水ダム等の洪水調節機能の強化を図るために 必要な協議を行う	特定都市河川流域における <u>浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画の作成に関する協議</u> 及び計画の実施に係る連絡調整を行う	流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築
協議 事項	 ・円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等/住民等への周知・教育・訓練/河川防災ステーションの整備 ・的確な水防活動のための取組 水防体制/多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 	・事前放流の実施のために河川管理者と利水ダム管理者等との間で締結された治水協定の見直し・事前放流等のダムの操作規程等への反映・河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備・利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするための工程表の作成・見直しおよび工程表に基づく施設改良等の取組・降雨の予測精度向上等に向けた技術・システム開発	・流域水害対策計画の策定に関する協議 ・計画の実施に係る連絡調整 く参考>流域水害対策計画 計画期間、基本方針、都市浸水の発生を防ぐべき 目標となる降雨、 <u>都市浸水想定</u> 、河川整備、下水道整備に関する事項、雨水の貯留や浸透に関する事項、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項、都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項、貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針等、浸水被害の防止を図るために必要な事項を記載する計画 ※下線が改正により追加	■流域治水プロジェクトの策定・公表・河川に関する対策・流域に関する対策・避難・水防等に関する対策■流域治水プロジェクトのフォローアップ
構成員	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者、気象台長、隣接する市町村長、国土交通大臣が必要と認める者(広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、警察・消防機関・自衛隊等)	河川管理者、都道府県知事、利水ダム管理者等の 関係利水者、その他河川管理者が必要と認める者 (関係行政機関、関係市町村長等)	河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者 (流域水害対策計画の策定主体) 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者 学識経験者その他の流域水害対策計画の策定主体が 必要と認める者(学識経験者、河川協力団体、住民 (地域の防災リーダー等)、雨水貯留浸透施設設置 者等)	河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村、 その他(地方農政局、森林管理局、気象台等) 必要に応じて、関係する企業(利水ダム管理者 等)や住民(地域の防災リーダー等)等を追加
規模感	1級:水系全体※分割あり 2級:水系 or 複数水系	水系全体※分割あり	河川流域 (都市河川、支川)	1級:水系全体※分割あり 2級:水系 or 複数水系
開催時期 頻度	年1回程度 ※出水期前や融雪期などに開催されることが多い	任意の時期 ※治水協定の見直しなどのタイミングで開催	任意の時期 ※特定都市河川指定後、計画策定に向けた開催や策 定後のフォローアップで開催	任意の時期(策定後) ※取組の充実やロードマップの細分化など、策定 後のフォローアップを実施

流域水害対策計画の位置付け、住民や民間事業者の意見反映

(流域水害対策計画の位置付け)

- 〇 流域水害対策計画は、特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、<u>河川管理者等が共同して策定する</u>も のである。
- 〇 流域水害対策計画に定める河川及び下水道等の整備にあっては、特定都市河川流域における水害の発生状況、対策の実施状況等を考慮し、当該特定都市河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画並びに特定都市下水道に係る<u>下水道事業計画等に定める内容と整合</u>するよう定められたい。
- なお、河川整備基本方針又は河川整備計画が策定されていない場合は、併せてこれを策定した上で、流域水害対策計画を策定されたい。また、既定の河川整備計画及び下水道事業計画等の変更に先立ち、流域水害対策計画を策定することは差し支えないが、その場合、策定した流域水害対策計画に定める内容と整合するよう、既定の計画等を適切に変更されたい。同様に、流域治水と水循環の双方の整合が図られるよう、当該流域を含む流域水循環計画に定める内容と整合を図られたい。
- 流域水害対策計画に定める都市浸水想定や土地の利用に関する事項等は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の立地適正化計画に定める防災指 針等に位置付けられる防災まちづくりの方向性にも関係する。このため、流域水害対策協議会等の場を活用し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・ 連携を図りつつ、関係部局が緊密に連携し、地域の防災まちづくり及び浸水被害対策を推進することが重要であり、計画事項の検討の際は、「水災害リスクを踏 まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」を参考とされたい。なお、検討過程で確認された課題は、必要に応じて、立地適正化計画等の都市計画関係 制度で対応を検討することも考えられる。
- また、流域水害対策計画の策定に当たっては、地域の実情に十分に配慮し、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと、また、流域内住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことに留意されたい。
- 〇 なお、流域水害対策計画に基づき河川管理者等が雨水貯留浸透施設を設置・管理する際には、多目的複合利用を積極的に推進する等により効果的かつ効率的な整備・運用を図るとともに、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努められたい。

(住民や民間事業者の意見反映のための措置等)

- 流域水害対策計画の策定に当たっては、流域内住民等の主体的な参加を得る観点も踏まえ、地域の実情に十分に配慮し、公聴会の開催等、流域内住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことに留意されたい。
- また、河川管理者等においては、法に定める手続の他にも、<u>流域水害対策計画の検討段階から流域内住民等の間で主体的に議論できるよう、例えば、地区ごとの水害リスクを都市浸水想定等により示し、浸水被害対策の基本的な考え方を明らかにした上で、地域の安全の確保の実現に向けて住民等自らが考える機会となるワークショップを開催する等、地域の実情等に応じて対応することが考えられる。</u>
- なお、特定都市河川法改正による改正後の同法第4条において、河川管理者等が行う流域内住民等の意見を反映するために必要な措置について、「必要があると認めるとき」に該当しない場合とは、計画の軽易な事項に関して意見聴取等を行う必要がないことが明らかな場合及び変更の規模が小さく河川等への影響が小さい場合等に限られるものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を図られたい。

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」(令和3年11月1日) 国土交通省通知

- 第一 特定都市河川浸水被害対策法関係
 - 2. 流域水害対策協議会制度について
 - (3)協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

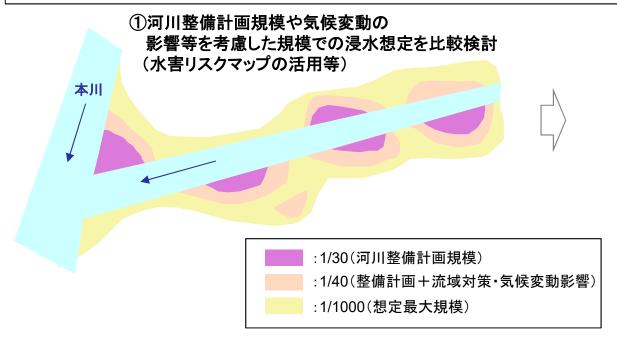
また、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合で、かつ、前述の1.(3)に示す手順により特定都市河川流域の指定の手続を講じる場合には、流域水害対策計画の策定者とすることを念頭に、流域水害対策計画の検討への参画を促す観点から、当該区域が所在する地方公共団体も構成員に追加されたい。

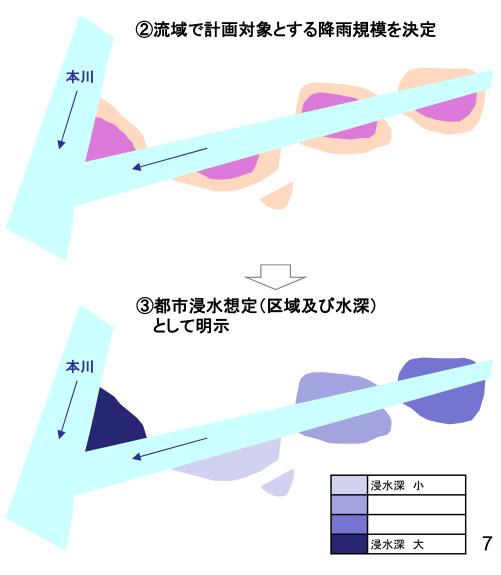


次回協議会で新たに、奈良県内において防災関係に係わりのある組織等から参画 を求めていく。

流域水害対策計画の策定① 計画対象降雨と都市浸水想定

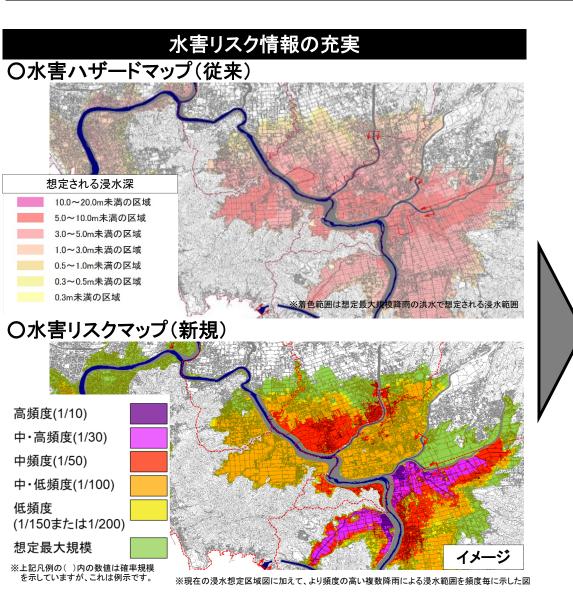
- 計画対象降雨を定めるに当たっては、**既存の想定最大規模降雨や計画規模降雨等による浸水想定に加え**、河川整備計画や下水道事業計画との整合を図るため、当該計画の目標規模降雨、さらには当該目標規模降雨に対して気候変動の影響を考慮した降雨等、より頻度の高い降雨による浸水想定について、浸水範囲を頻度ごと(降雨確率規模ごと)に示した図を作成する等により比較し、浸水被害対策の実効性を考慮した上で定める。
- 流域の水害リスクを適切に把握するため、洪水による浸水だけでなく雨水出水による浸水も併せて示すものとし、**内外水一体の計算モデル**を用いることや、<u>外水</u> 浸水解析の結果と内水浸水解析の結果を重ね合わせること等が考えられる。
- 〇 都市浸水想定の作成に当たっては、<u>計画対象降雨を定める際に作成した浸水想定</u>を引用して<u>区域及び水深を明示</u>するとともに、浸水被害防止区域の指定等に 活用するため、<u>時間別・メッシュごとの水深及び流速</u>を整理する。





水害リスク情報の充実(水害リスクマップの整備)①

- これまでは想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供してきたところ。
- 今後は、想定最大規模に加えて、より頻度の高い降雨による浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップを新たに整備し、水害リスク情報の充実を図る。
- こうした取組により「水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり」を促進。



水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり ・現在のリスクに加え、将来のリスクも提示(整備効果の見える化) 土地利用規制や居住の誘導を促進 ・きめ細やかな企業BCPの作成、水害保険への水害リスクの反映 現況 高頻度(1/5~1/30) ハード整備による 中高頻度(1/30~1/80) 水害リスクの軽減 低頻度(1/80~1/200) 想定最大規模 ※2 河道条件:R5末時点 整備効果の見える化のイメージ

【令和4年度の国土交通省としての取組】

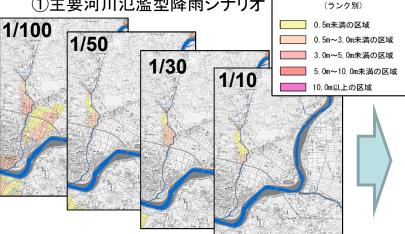
- ・全国109の一級水系において外水氾濫を対象とした水害リスクマップ の作成を完了
- ・特定都市河川や防災まちづくりに取り組む地区において、内水を考慮 した水害リスクマップを作成 8

水害リスク情報の充実(水害リスクマップの整備)②

外水氾濫の浸水解析

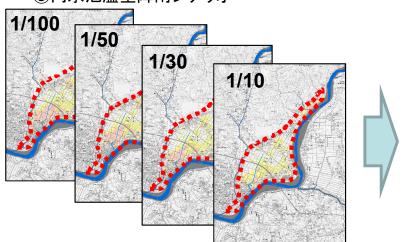
○浸水想定図(降雨確率規模:1/10~1/100)の作成

○対象とする降雨シナリオ: 浸水した場合に想定される水深 ①主要河川氾濫型降雨シナリオ 1/50

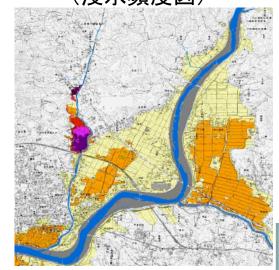


内水氾濫の浸水解析

- ○浸水想定図(降雨確率規模:1/10~1/100)※の作成
- ○対象とする降雨シナリオ:
 - ②その他河川氾濫型降雨シナリオ
 - ③内水氾濫型降雨シナリオ



外水氾濫の水害リスクマップ (浸水頻度図)



内水氾濫の水害リスクマップ (浸水頻度図)



水害リスクマップの凡例

:高頻度(1/10)

:中・高頻度(1/30)

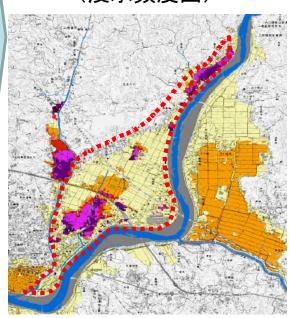
:中頻度(1/50)

:低頻度(1/100)

: 想定最大規模

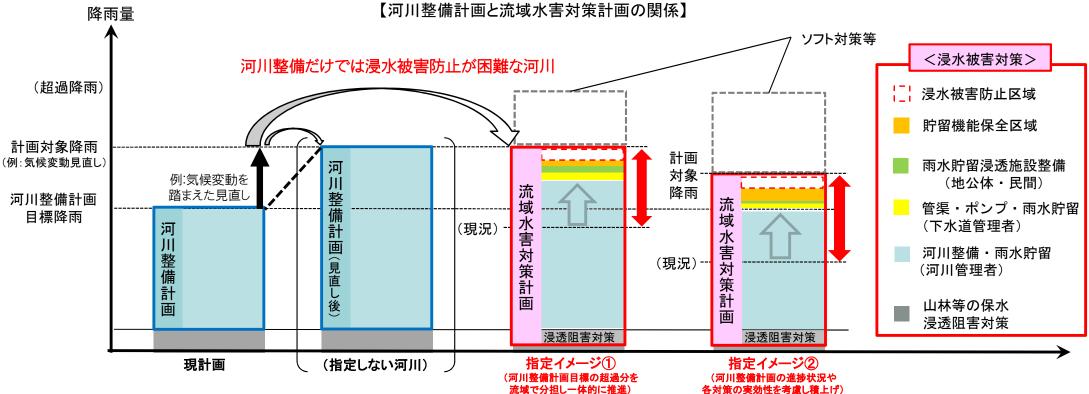
※50cm以上の浸水深の範囲 内水氾濫浸水解析対象範囲

内水も考慮した 水害リスクマップ (浸水頻度図)



流域水害対策計画の策定② 計画対象降雨と流域水害対策計画

- 〇計画対象降雨は、国民の生命、身体又は財産を保護すべき目標として定める降雨であって、特定都市河川流域の社会的・経済的重要性、施設の整備状況、 既存の河川整備計画や下水道事業計画の目標、河川への流出抑制対策や土地利用規制(浸水被害防止区域や貯留機能保全区域)等も含めた各対策の 進捗見込み、気候変動による降雨の変化等を総合的に考慮して、降雨量と降雨波形(降雨量の時間分布と空間分布)を定める。
- 〇また、計画対象降雨は、特定都市河川法改正による改正後の同法第56条に規定する浸水被害防止区域における居室の床面の高さを定める基準となる水 位等に係るものであることから、都市浸水から当該区域内の住民の生命・身体等を保護するとの考えを踏まえ定めるものであることにも留意されたい。
- 〇降雨波形については、河川整備や下水道整備における目標の波形と一致させる必要はない。



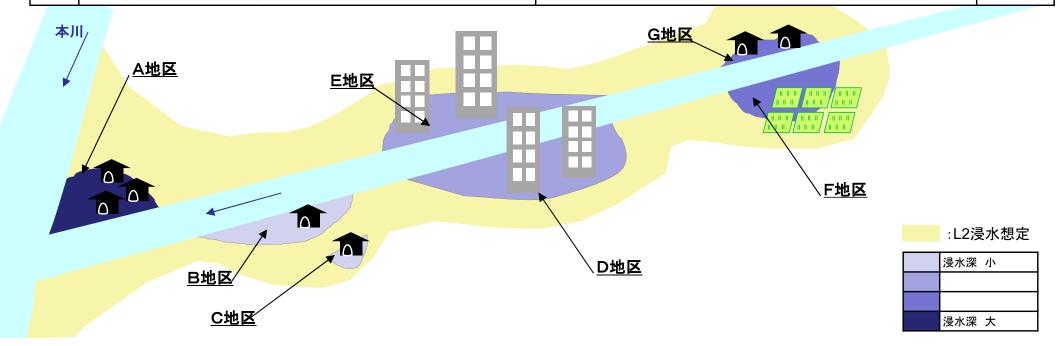
【計画対象降雨を定める際の考え方(比較表)】

	高頻度•中規模降雨	低頻度 · 超過降雨	
対象範囲(都市浸水想定)	・高頻度で浸水する範囲が対象 ※超過降雨対応は別途必要	・浸水想定区域が広くなり、影響範囲が大きい	
計画期間内の浸水被害軽減の実効性	・計画期間内の実効性が確保できる計画を策定	・超過降雨が対象であり、実効性確保は困難	
役割分担(河川整備とそれ以外のバランス)	・河川整備と流出抑制対策・土地利用規制が分担	・ソフト対策等の比重が大きい ※水防法に基づく措置	
流域水害対策計画の目標	0		

流域水害対策計画の策定③ 土地の利用に関する事項

- 〇土地の利用に関する事項には、流域水害対策計画に定める都市浸水想定に加えて、都市浸水想定の検討過程で作成した降雨確率規模ごとの浸水範囲、接続する河川等を含む洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図等のハザード情報等を踏まえ、都市浸水想定のブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定める。
- 〇都市浸水想定の区域内において、既に都市的土地利用が一定程度以上進んでいる場合にあっては、当該区域を含む<u>流域の土地利用の現況、人口・資産の集積状況</u>、都市機能上重要な施設の立地状況、警戒避難体制の構築状況等を勘案して評価される水災害リスクを踏まえつつ、当該区域における都市計画、立地適正化計画等にも留意する必要がある。
- 〇水災害リスクの評価やこれらの計画等にも留意した土地の利用について留意すべき事項の検討に当たっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」を参考とされたい。

	土地の利用について留意すべき事項	必要な浸水被害対策	備考
(1)	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる	D·E地区
(2)	想定浸水深が大きいため人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定すること等により、住民等の生命・身体を保護する	A•G地区
(3)	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に 渡って保全する	F地区
(4)	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、 一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する	B·C地区



流域水害対策計画の策定④ 貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針

- 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域について、それぞれの区域の指定の方針を定める。
- ・指定の方針としては、指定の考え方を示すとともに、可能な限り、どの場所で指定を予定しているかについて地区名まで明示することが望ましい。なお、既に指定済み又は地域と 調整済みの区域がある場合には、当該区域の所在地を明示する。

貯留機能保全区域

・貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の河川の氾濫に伴い浸入した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水の拡大を抑制する効用があり、過去より農地 等として保全されてきた土地の面的な貯留機能を将来にわたって保全するため、土地の所有者の同意を得て指定するもの

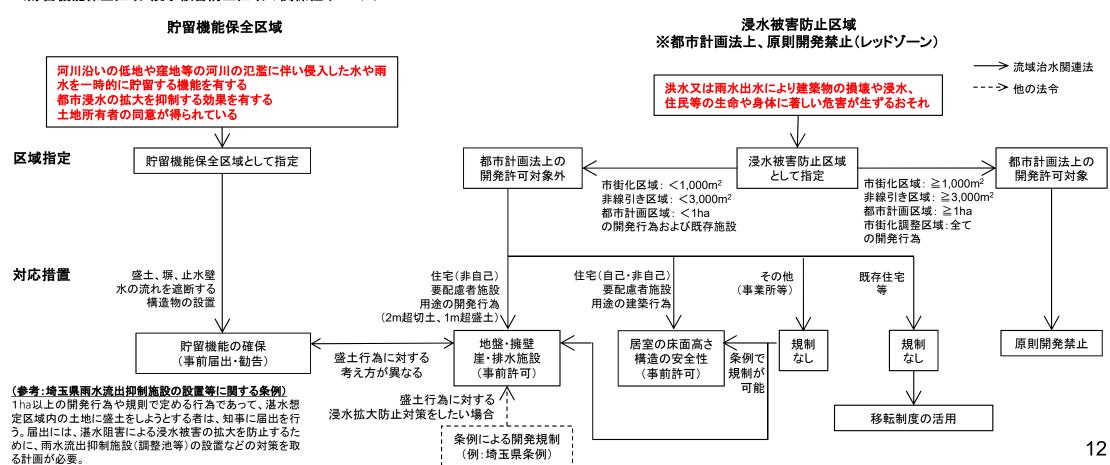
例:(考え方)現に農地等として貯留機能が保全されている区域で、かつ、都市浸水が想定される土地の区域 (区域)〇〇市〇〇地区等

浸水被害防止区域

• 浸水被害防止区域は、都市浸水が生じた際に住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、開発・建築を制限し、事前許可制とすることで区域内の住民 等の生命・身体を保護するために指定するもの

例:(考え方)堤防決壊等により1階床高に相当する0.5m以上の浸水が想定される等の著しい危害が生じるおそれのある土地の区域 (区域)〇〇市〇〇地区等

<貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の関係性イメージ>



流域水害対策計画の策定⑤ 地方公共団体や民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設の目標

〇地方公共団体や民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設整備の目標量

- ・ 流域のあらゆる関係者が一体となって、河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、地方公共団体及び民間事業者等による雨水貯留浸透施 設の整備の目標量等を定める。
- 特定都市河川流域全体での雨水貯留浸透施設の整備の目標量に加え、雨水出水による浸水被害が頻発するリスクを有する地域等における浸水被害の防止・軽減を目的として、 当該浸水被害に係る集水域ごとに雨水貯留浸透施設の整備の目標量を定めるなど、目的に応じた目標量を定めることも考えられる。
- ・ 校庭貯留やため池の活用(貯留量の確保)、開発に併せた施設整備など、<u>地方公共団体、民間事業者等それぞれの目標量や具体的な整備の内容について、可能な限り明らか</u> にすることが望ましい。
- なお、民間事業者等による整備に加え、流域内の住民による各戸貯留等についても促進する等、流域一体となって雨水貯留浸透施設の整備を促進していくことが望ましい。
- 雨水貯留浸透施設の整備に当たっては、都市緑地法の規定に基づく行為許可の特例等も活用しながら、グリーンインフラとしての活用等の観点から積極的に取り入れることが望ましい。
- 加えて、雨水貯留浸透施設の整備に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努める。

〇民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設の認定に関する基本的事項

・民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設整備計画の認定に際して、流域水害対策計画に定める目標量等を踏まえ、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第 8条により、認定する雨水貯留浸透施設の規模について、規則に基づいて基準を引き下げる場合には、規模の基準を明示する。

○流域全体の目標量

目標貯留量

OO万m3/s

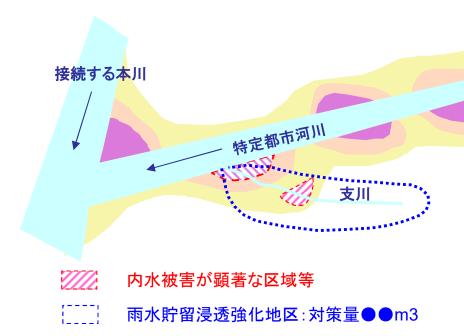
公共による雨水貯留(△△m3)

- 小中高における校庭貯留 (市内全校)
- ため池改良による貯留 (○箇所)
- 国有地を活用した雨水貯留 (△筒所)
- 公共施設駐車場地下における貯留浸透施設の整備 等

民間による雨水貯留の例(■■m3)

- 雨水利用と併用した民間商業 施設・工場における雨水貯留 (□m3)
- 雨水浸透阻害規制時の追加 対策による貯留増(△m3)
- 各戸貯留(○戸×0.5m3) 等

○強化地区のイメージ



雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準について(政省令事項・施行通知)

	ALCONO DE LA CONTRACTOR					
	法律条文	政令事項	省令事項	施行通知		
	(第12条第1項) 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。	_	工事により確保すべき貯留量を除いた <u>貯留量(以下この条において「特定貯留量」という。)が30立方メートルのもの</u> とする。ただし、その地方の浸水被害(法第2条第3項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第11条において同じ。)の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。	○民間事業者等の雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度 ・特定都市河川流域における民間事業者等による雨水 貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、民間 事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方 法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る 計画の認定制度を創設し、計画の認定を受けた事業 者に対する施設整備費用に係る法定補助、地方公共 団体による管理協定制度等を措置することにより、民 間事業者等による自主的な取組を積極的に誘導・後押 しし、浸水被害の防止・軽減を図ることとされた。 ○雨水貯留浸透施設の規模 ・複数の雨水貯留浸透施設を一括した申請書を作成し、		
認定の基準	二 雨水貯留浸透施設の構造及び 設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間	_	 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。 	一件の申請として提出することができるものとする。 〇雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準 ・ 流域水害対策計画に定める認定に関する基本的事項 や、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第8条~第11条に定める基準への適合を踏まえ、 雨水貯留浸透施設の規模、構造及び設備、資金計画、管理の方法及び管理の期間が適切であることを確認する。 ・ なお、各戸貯留の促進に当たっては、同規則第8条の		
	以上であること。	_	法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。	規定に基づき、認定基準となる規模を条例により緩和 することにより各戸貯留施設のそれぞれを認定の対象 とすることや、別途地方公共団体が実施する助成事業 等により促進することも考えられる。		
	あるところにより、認定計画に係る雨 ・ たいの温素体数の数素に悪する事用	法第16条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。	_	_		

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】 (計画への記載事項) ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備 ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間 ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等 認定申請 認定申請 認定申請 ・国又は地方公共団体による費用補助 ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

【参考】特定都市河川浸水被害対策事業(補助)

- 採択基準:300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、概ね5年以内に完了するもの。民間事業者等が施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限るものとし、複数の雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が基準に該当すれば良い。
- 補助率等: 国からの補助率は1/2(指定区間内の一級、二級で市区町村、 民間事業者等が整備する場合、都道府県等が1/4を目安に負担するもの に限る)

雨水貯留浸透施設の管理協定について(省令事項・施行通知)

	法律条文	省令事項	施行通知
管理協定の 内容	(第20条第2項第2号) 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 二 前項第2号から第4号までに掲げる事項について 国土 交通省令で定める基準 に適合するものであること。	法第20条第2項第2号(法第23条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 協定雨水貯留浸透施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留浸透施設の維持修繕その他協定雨水貯留浸透施設の適切な管理に必要な事項について定めること。 二 管理協定の有効期間は、5年以上50年以下とすること。	 ○雨水貯留浸透施設の管理協定制度について ・地方公共団体は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設が有する雨水貯留浸透機能の保全のため、自ら施設を管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理の方法や有効期間等を定めた管理協定を締結し、当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができることとされた。 ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の管理については、施設の点検や清掃等の維持管理の負担が民間事業者等に生じることから、管理協定制度により地方公共団体が管理できることとしたものであり、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置を誘導・後押しするものである。 「必要があると認めるとき」とは、例えば、 ・雨水貯留浸透施設の適地であるにもかかわらず、公共用地の確保が難しいため、民間事業者に設置の協力を求めるとき ・民間事業者に雨水貯留浸透施設を設置する意向があるものの、適切な維持管理のノウハウが無いとき 〇管理協定に関する事項 ・管理協定の内容については、協定を締結する地方公共団体と雨水貯留浸透施設の管理の方法に関する事項としては、協定雨水貯留浸透施設の保全に関連して必要とされる施設の点検や清掃その他これらに類する事項が挙げられる。例えば、施設の不具合に伴う維持修繕内容のみでなく、点検や草刈り、清掃等の日常的な管理方法についても明確にすることが考えられる。 ・管理協定の有効期間の基準は、5年以上50年以下としており、協定を締結する地方公共団体と協定雨水貯留浸透施設の所有者等との合意により定まることとなるが、安定した管理を行うためにはある程度の長期の期間が必要である。

雨水浸透阻害行為の許可について(政令事項・運用通知(案))

〇許可を要する行為の概要

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、政令で規定する規模 (1,000m²)以上のものをいう。

- 宅地等にするために行う土地の形質の変更、土地の舗装
- ・ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設の新設、増設
- ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為

〇許可を要しない行為の概要

雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる農地・林地の保全を目的として行う行為や、土地の一時的な利用に供する目的で行う行為、非常災害時のために必要な応急措置として行う行為については 許可の対象外とする。

	法律事項	政令事項	運用通知(案)
許可を要しない行為	(第30条) ・・・ただし、通常の管理 行為、軽易な行為その 他の行為で政令で定め るもの及び非常災害の ために必要な応急措置 として行う行為について は、この限りでない。	法第30条ただし書の政令で定める行為は、次に 掲げるものとする。 1 主として農地又は林地を保全する目的で行 う行為 2 既に舗装されている土地において行う行為 3 仮設の建築物等の建築その他の土地を一 時的な利用に供する目的で行う行為	 雨水が特定都市河川に流出しない土地において行う行為 ● 当該行為が特定都市河川の自然流域ではなく、はん濫域のみで行われ、雨水が特定都市河川に流出しないことが明らかである場合には、当該行為は許可を要しないこと。なお、予め都道府県知事等は雨水が特定都市河川に流出しない土地を明示することが望ましい。 その他 赤字追加箇所 ● 農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法上の農地として取り扱われる場合については、法第30条ただし書に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当すること。 また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、法第30条第2号に規定する土地の舗装に該当するものとして、許可を要する。

〇許可を要する行為の例(太陽光発電パネル)

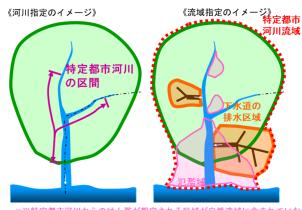
宅地等以外の土地において太陽光発電パネルを設置する行 為は、ベタ基礎等の設置により雨水の浸透を著しく妨げる恐 れがあり、その規模が1.000m2以上となる場合には、雨水浸透 阻害行為の許可対象となる。



【H30資源エネルギー庁資料より(再生可能エネル ギー 事業支援ガイドブック平成30年度版)】

〇雨水が特定都市河川に流出しない土地において行う行為

法改正により浸水想定区域での土地利用規制も含めて浸水被 害を防止することとしたため、流域に氾濫域を追加した。特定都 市河川流域においては雨水浸透阳害行為の許可が必要である が、氾濫域の雨水は特定都市河川に流出しない場合があるため、 許可対象外とする。



〇農作物栽培高度化施設

農作物栽培高度化施設とは、農作物の栽培の用に供す る施設であって農作物の栽培の効率化や高度化を図る ためのもの。平成27年の農地法改正により、農作物栽 培高度化施設を農地に設置するに当たり内部の底面を コンクリート等で覆う場合には、農地転用の許可を要し ないものとされたが、このコンクリート等で覆う行為は雨 水浸透を阻害するものであるため、雨水浸透阻害行為 の許可を要する。



【H30.7.27農水省資料より(農作物栽培高 16 度化施設の基準に係る検討について)】

雨水浸透阻害行為の許可(手続きの簡素化等)について(運用通知(案))

雨水浸透阻害行為の許可権者について

〇許可権者について

- 雨水浸透阻害行為の許可権者は、以下のとおりであること。
- (1) (2)及び(3)以外の区域にあっては、都道府県知事
- (2) 指定都市、中核市の区域内にあっては、当該指定都市等の長
- (3) 地方自治法第252条の17の2第1項に都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村の区域内にあっては、当該事務処理市町村の長

〇許可手数料の徴収について

・ 雨水浸透阻害行為の許可権者は、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき条例を定めることにより許可手数料を徴収することが可能である。手数料の標準については、地域の実情に応じ て定めることが望ましい。(参考:平成22年より、東京都が許可申請で15万2千5百円、変更許可申請で4万円を徴収)

雨水浸透阻害行為の許可申請について

〇許可申請の手続き

許可申請に関しては、手続き簡素化のため、インターネットを利用した許可申請手続きも可能とする。

〇宅地及びその他の土地利用形態の判断

- 雨水浸透阻害行為の許可に関して、対象区域の設定や対策工事の規模の計算を行う際には、当該土地が宅地等であるかどうかの判断が必要となる。
- 土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによることとして差し支えない。

雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について

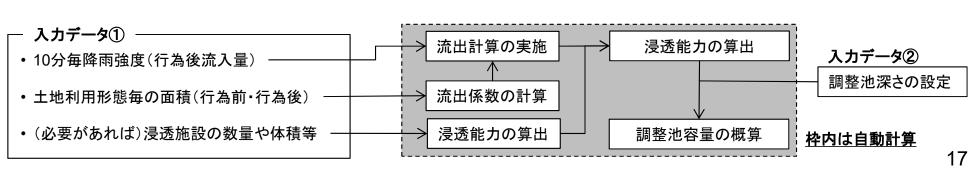
〇対策工事の規模の算定

- 国土交通省ウェブサイトで公表している調整池容量計算システムを活用することにより、土地利用形態ごとの土地の面積、降雨強度値(必要に応じて雨水浸透阻害行為により増加した後の雨水流出量や、予定する浸透施設の諸元)を入力することにより、技術的基準への適合状況の確認や技術的基準に適合した調整池の必要容量を容易に計算することが可能である。
- 都道府県知事等においては、許可の申請の効率的な運用の観点から、公示する基準降雨について、別表に示すとおり、調整池容量計算システムのフォーマットに沿った様式により公表されたい。

〇手続きの新旧対照表

	従前	改正
許可申請の手続き	記載無し(許可申請書を窓口持参)	インターネットを利用した許可申請手続きも可能
宅地及びその他の土地利用形態の判断	登記書類及び現地写真、航空写真等により判断	航空写真(地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なもの)等による判断可
対策工事の規模の算定	流出雨水量の算定式により算定	調整池容量計算システム(平成28年度整備済)を活用

調整池容量計算システムの計算フロー



貯留機能保全区域の概要および指定の方法(施行通知)

〇貯留機能保全区域の概要

• 河川沿いの低地や窪地等の河川の氾濫に伴い浸入した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水の拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の面的な貯留 機能を将来にわたって保全するため、土地の所有者の同意を得て指定するもの

〇貯留機能保全区域の指定の方法

- 都道府県知事等は、流域水害対策計画に位置付ける<mark>貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、都市浸水想定の区域及び水深を踏まえ、また、現地の地盤の起伏や土地利用形態等を考慮し、</mark>貯留機能保全区域を指定する。
- 対象区域に隣接する土地の区域において同一の土地利用形態の土地がある場合には、同様に当該区域内の土地の所有者の同意も得た上で、当該土地の区域も併せて貯留機能保全区域に指定することが可能である。
- 指定の検討に当たっては、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局)が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者及び下水道管理者は、貯留機能保全区域の指定をしようとする都道府県知事等に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。また、指定しようとする区域内の土地の所有者や利害関係人等との間で指定に向けた合意形成が図られることが重要であることから、それぞれの意識が共有され主体的に議論できるよう、都道府県知事等においては、河川管理者、下水道管理者及び関係市町村の協力を得た上で、様々な検討要素について情報提供し、当該区域での指定への理解を促進することが望ましい。
- 貯留機能保全区域を指定するときは、以下の通り、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。地元説明会等を開催する等、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を行い当該区域の指定の必要性に関する理解を深めつつ行うことが望ましい。
- 土地所有者の同意に当たっては、都道府県知事等が流域水害対策計画に定める土地の利用に関する事項及び貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、当該所有地を貯留機能保全区域として 指定することを要請し、土地所有者がこれに同意する旨を書面によって得ることが望ましい。

地元説明会等の実施

- また、土地所有者の同意に当たっては、次に掲げる事項も含めて土地の所有者の理解を得る必要がある。
- ▶ 流域水害対策計画に定める「土地の利用に関する事項」の内容、当該貯留機能保全区域の趣旨や効用
- ▶ 指定後に届出対象となる行為

- 当該区域の土地の所有者が変更される場合でも引き続き効力を有すること
- 当該区域の土地の所有者が変更される場合には制度の趣旨等が引き継がれるよう、現所有者が新所有者に対して同意内容について情報提供すること
- ▶ 土地所有者が、当該土地に関し法律上保護される必要な権原を有している者に対し、同意内容について情報提供すること

○区域指定のフロー

(知事等が関係部局と連携し、河川管理者、市町村等の協力を得て指定)

流域水害対策計画の策定

- 都市浸水想定
- 土地の利用に関する事項
- 貯留機能保全区域の指定方針
- 現地の地盤の起伏
- 土地利用形態等

河川管理者、下水道管理者から の必要な情報提供、助言等

貯留機能保全区域(案)の検討・作成

関係する部局(農林部局等)が連携

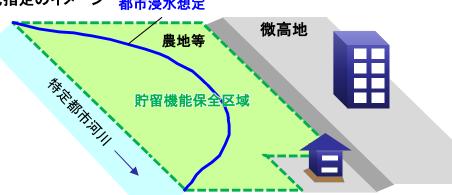
市町村長への意見聴取

土地所有者の同意(書面)

貯留機能保全区域の指定

指定主体:都道府県知事等(政令市長、中核市長)

〇区域指定のイメージ 都市浸水想定





都市浸水想定

18

貯留機能保全区域の届出対象行為等(政省令事項・施行通知)

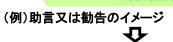
	法律事項	政令事項	省令事項	施行通知
届出対象行為	(第55条第1項) 貯留機能保全区域内の土地において <mark>盛土、塀の</mark> 設置その他これらに類する行為で当該土地が有 する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一 時的に貯留する機能を阻害するものとして <mark>国土交 通省令で定めるもの</mark> をしようとする者は、・・・都道 府県知事等に届け出なければならない。	_	法第55条第1項の 国土交通省令で定 める行為は、止水 壁その他の地表水 の流れを妨げる物 件の設置とする。	_
届出対象行為の例外	(第55条第1項) ・・・・ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	法第55条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為 二 仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該土地が有する法第55条第1項に規定する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。)	—	(届出対象外とする行為の詳細) ・ 土地の維持管理のために行う行為とは、貯留機能保全区域内の土地が農地等に利用されていて、その形態を保持するために必要な修繕や補修のことを指す。具体的には、区域内の土地の形状の原形復旧等の貯留機能保全区域の効用に影響しない行為が考えられる。 ・ 仮設の建築物の建築その他の区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為とは、修繕・補修のために一時的な目的で行われ、かつ将来的に撤去されることが明確な仮設の建築物を建築するために行うもの等である。 ・ いかなる行為が届出を要しない行為に当たるかは個別具体的な判断が必要であるため、各都道府県知事等と当該行為を行おうとする者において事前に調整することが望ましい。
届出に対する助言・勧告	(第55条第3項) 都道府県知事等は、第1項の規定による届出が あった場合において、当該貯留機能保全区域が 有する都市浸水の拡大を抑制する効用を保全す るため必要があると認めるときは、当該届出をし た者に対して、必要な助言又は勧告をすることが できる。	_	_	(届出に対する勧告基準・内容) ・ 都道府県知事等は、区域指定の際には、地域の実情に応じた勧告基準をあらかじめ明示することが望ましい。 ・ 勧告に当たっては、他の行政指導と整合した内容となることが望ましい。 ・ 助言又は勧告の内容としては、盛土や地表水の流れを妨げる物件を設置しようとする行為に対して、当該行為を中止するよう求めることや貯留機能を阻害しない工法や構造とするよう求めること等が想定される。 ・ 助言又は勧告の内容は、届出を出した者に過度な負担とならないものであることが望ましい。

(例)届出対象行為のイメージ

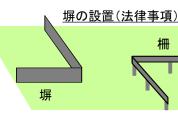
盛土(法律事項)



貯留機能保全区域























(例)届出対象行為の例外イメージ

土地がその形態を保持する ための修繕・補修(政令事項)



貯留機能保全区域

仮設の建築物(政令事項)



出水期までに撤去さ れる建築物 (プレハブ小屋等)

浸水被害防止区域の概要および指定の方法(施行通知)

〇浸水被害防止区域の概要

〇区域指定のフロー

• 浸水被害防止区域は、都市浸水が生じた際に住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、開発・建築を制限し、事前許可制とすることで区域内の住民等の生命・身体を 保護するために指定するもの

〇浸水被害防止区域の指定の方法 等

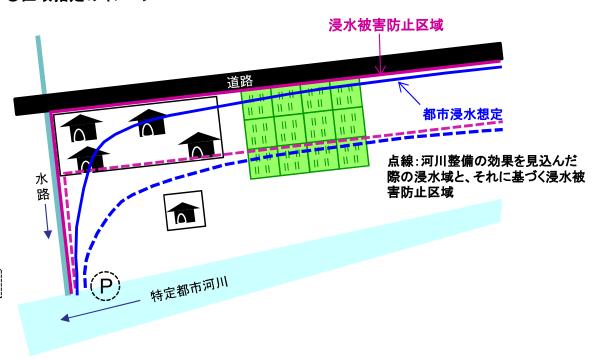
- 都道府県知事は、流域水害対策計画に定める<mark>都市浸水想定</mark>の区域及び水深、土地の利用に関する事項並びに<mark>浸水被害防止区域の指定の方針</mark>を踏まえ、また、現地の地盤の起伏や土地利用形 態等を考慮し、浸水被害防止区域を指定する。
- 流域水害対策計画に定める河川整備等の進捗やその効果を見込んだ上で想定される都市浸水想定の変化を踏まえ、指定することも考えられる。
- 指定の検討に当たっては、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局)が緊密に連携し、検討を行う必要がある。河川管理者及び下水道管理者は、浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。また、指定しようとする区域内の土地の所有者や利害関係人等との間で指定に向けた合意形成が図られることが重要であることから、それぞれの意識が共有され主体的に議論できるよう、都道府県知事においては、河川管理者、下水道管理者及び関係市町村の協力を得た上で、様々な検討要素について情報提供し、当該区域での指定への理解を促進することが望ましい。
- 浸水被害防止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、公告・縦覧手続、住民や利害関係人による意見書提出手続、関係市町村長の意見聴取手続により、関係者の意向を十分踏まえて行うこと が必要である。地元説明会等を実施するなど、住民等に対し、制度内容の周知、情報提供を行い、その指定の必要性に関する理解を深めつつ行うことが望ましい。
- ・ 併せて、計画対象降雨を超過する降雨等が発生しうることや、その際の水害リスクを明示した上で、避難等の対策を講じることが必要であることを十分に周知する必要がある。
- ・浸水被害防止区域を指定する際は、区域、基準水位並びに流体力が最大となる際の水深及び流速を明らかにして行うものとする。
- ・浸水被害防止区域の境界線については、その設定の考え方を部局間で共有するとともに、例えば、微高地が境界線となる場合はその保全に努めることが望ましい。

(知事が関係部局と連携し、河川管理者、市町村等の協力を得て指定) 流域水害対策計画の策定 • 都市浸水想定 ・十地の利用に関する事項 • 浸水被害防止区域の指定方針 河川管理者、下水道管理者からの必要な情報提供、 • 現地の地盤の起伏 助言等高頻度浸水区域など浸水被害の危険が著しく • 十地利用形態等 高いエリアの情報提供・助言 浸水被害防止区域(案)の 検討・作成 地元説明会等の実施 • 公衆の縦覧、住民等の意見書提出 • 市町村長への意見聴取 浸水被害防止区域の指定

(区域、基準水位等の明示)

指定主体:都道府県知事

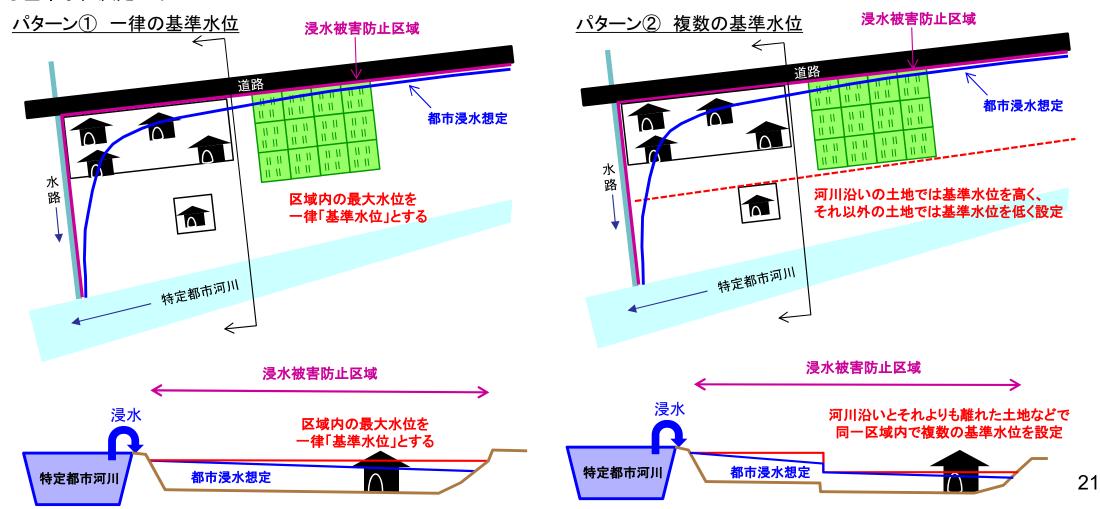
○区域指定のイメージ



浸水被害防止区域の基準水位等の決定方法(施行通知)

- ・基準水位とは、特定都市河川法改正による改正後の同法第68条の許可の基準として、居室の床面の高さを定める基準となる水位である。
- この基準水位は、都市浸水想定の水深に係る水位として、現地の地盤の起伏等を考慮して定める。指定する浸水被害防止区域内の最大水位として一律に定めることや、 浸水被害防止区域を河川沿いの土地とそれ以外の土地で複数に分割の上、各々設定すること等が考えられる。
- また、基準水位と併せて、同法第66条に規定する用途に供する建築物を想定洪水等安全な構造のものとする際に必要となる流体力が最大となる際の水深及び流速として、 想定洪水等による浸水が発生した場合において浸水被害防止区域内の一定の区域に対しての水深に当該区域における流速の二乗を乗じて得た値が最大となるときの水 深及び流速を明示する。
- ・水深及び流速は、基準水位と同様に、対象区域が小さい場合には一律の水深及び流速、対象区域が大きい場合には土地を分割し複数の水深及び流速を設定することが 考えられる。
- なお、最大水深又は最大流速の際に、必ずしも流体力が最大となるものではないことに留意されたい。

○基準水位決定のイメージ



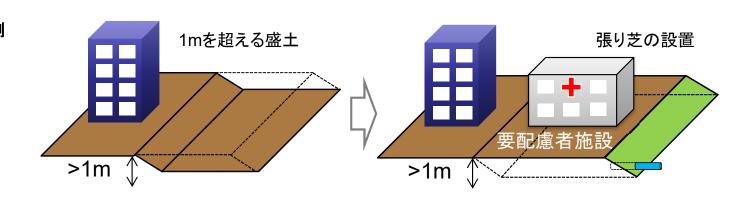
浸水被害防止区域における開発規制(政省令事項①)

〇開発規制の対象となる土地の形質の変更(政令)

政令事項

を受けなければならない。	までにおいて「都道府宗知事等」という。7の計判 2 前項の規定の適用については、小叔その他のものにようでエドに方離されて 30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の		_の項において向し。)の下端を含み、かり、小干面に対し				
〇特定開発行為の許可基準(省令) 地盤について講ずる措置に関する基準 埃水施設の設置に関する基準							
 地盤の沈下又は特定開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。 特定開発行為によって生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り押止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(次号において「地滑り押止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 四盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水(第57条において「地表水等」という。)の設置、土の置換えその他の地表水又は地下水(第57条において「地表水等」という。)の設置、土の置換立たの他の地表水又は地下水(第57条において「地表水等」という。)の設置による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を避るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。 五著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。 	振撃の設置 1 法第59条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によって生ずる崖の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。 - 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度(※軟岩:60°、風化の著しい岩:40°、砂利等:35°)以下のもの - 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。 3 第1項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講する場合には、適用しない。 権壁の構造等 1 前条第1項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。 - 推壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイから二までに該当することが確かめられたものであること。	崖面について講ずる措置 法第59条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定 開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に 関するものは、当該崖の崖面(擁壁で覆われたものを除 く。)が風化、想定洪水等による洗掘その他の侵食に対して 保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。	法第59条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。 一 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の助止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他の水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 三 その管渠(きょ)の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その時間である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又は大き出たまとのである。				

○開発規制と許可基準の例



浸水被害防止区域における建築規制(政省令事項②)

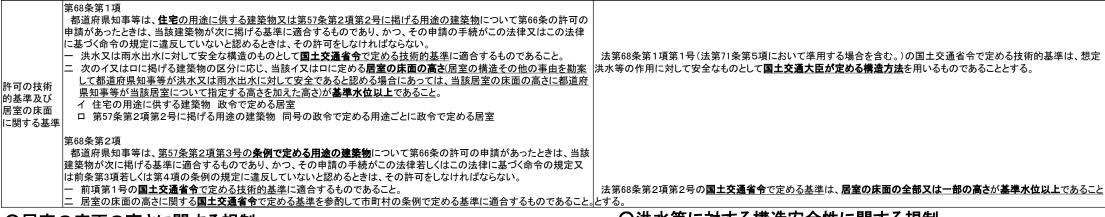
法律条文

〇建築規制の対象(政令)

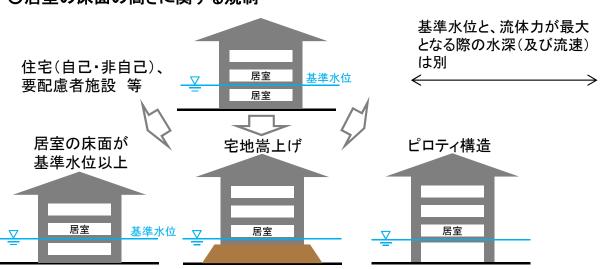
省令見出し

政令見出し	法律条文	政令事項
基準水位以上 の高さにすべき 居室	又はこの法律に基つく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 一 洪水又は雨水出水に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。 二 次のイ又は口に掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又は口に定める居室の床面の高さ(居室の構造その他の事由を 勘案して都道府県知事等が洪水又は雨水出水に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さ、都道府県知事等が洪 ***********************************	法第68条第1項第2号イの政令で定める居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室とする。 2 法第68条第1項第2号ロの政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室とする。 — 第19条第1号に掲げる用途(次号に掲げるものを除く。)寝室(入所する者の使用するものに限る。) — 第19条第1号に掲げる用途(通所のみにより利用されるものに限る。) 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの 三 第19条第2号に掲げる用途 教室 四 第19条第3号に掲げる用途 病室その他これに類する居室

○特定建築行為の許可基準(省令・告示)浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件(令和3年国土交通省告示第1392号、令和3年11月1日公布・施行



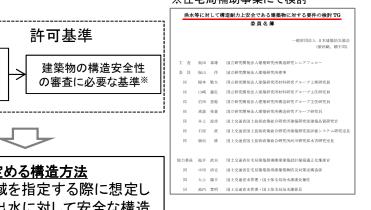
〇居室の床面の高さに関する規制



〇洪水等に対する構造安全性に関する規制

省令事項

※住宅局補助事業にて検討



国土交通大臣が定める構造方法

区域指定で明示

生じうる外力を提示

(流体力が最大となる

際の水深と流速等)

浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件(令和3年国土交通省告示第1392号)

浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して

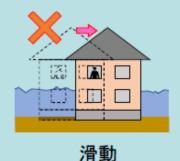
安全な構造方法を定める件(特定都市河川法施行規則第68条に基づく告示)

概要

- 浸水被害防止区域に住宅等を建築する場合の都道府県知事等の許可基準として、洪水または雨水 出水に対する構造安全性の基準を定める告示。
- 洪水等の流体力に対する損壊防止(第一号)、転倒防止(第二号イ)、滑動防止(第二号イ)等を規定。
- 洪水等による流体力を計算するために必要な流速及び水深は、計画対象降雨(再現期間:数十年 程度)に基づき、都道府県等が浸水被害防止区域を指定する際に明示する。







損壊

転倒

【参考:津波に対して安全な構造方法(H23-1318)との比較】

	洪水等に対する構造安全性	(参考)津波に対する構造安全性
想定する災害	再現期間数十年(区域により異なる)の洪水等	再現期間1000年の津波
外力(第一号)	洪水等の流体力のうち水平方向の力を洪水等 の流速及び水深から計算	津波による波圧を津波の浸水深から計算
損壊防止(第一号)	損傷しないことを確かめる	倒壊しないことを確かめる
転倒、滑動等防止 (第二号イ)	転倒、滑動しないことが確かめられた構造方法 を用いること等	転倒、滑動しないことが確かめられた構造 方法を用いること等
その他	_ 本告示で規定	建築基準法の構造関係規定又は耐震診 断基準に適合していること

浸水被害防止区域に関する考え方

<指定の対象となる土地>

都市浸水が生じた際に住民等の生命・身体に著しい 危害が生じるおそれがある土地において、開発・建築 を制限し、事前許可制とすることで区域内の住民等の 生命・身体を保護するために指定

<具体的な検討プロセス>

1. 流域における水災害リスクを可視化

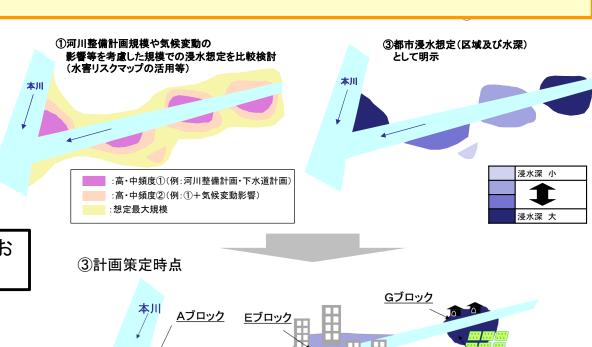
水害リスクマップ等を踏まえ、概ね20~30年の計画期間における計画対象降雨を決定・都市浸水想定を作成

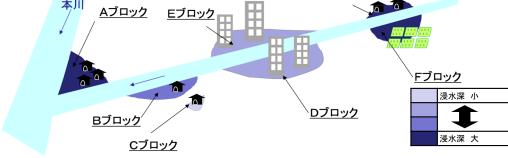
2. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性および流域水害対策内容を検討

都市浸水想定のブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策を示す

<P11より再掲>

土地の利用について留意すべき事項	必要な浸水被害対策	備考
地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計 画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる	D·E 地区
想定浸水深が大きいため人命リスクが大きい土地で ある	浸水被害防止区域に指定すること等*により、住民 等の生命・身体を保護する	A•G 地区
農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流 側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地で ある	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が 有する貯留機能を将来に渡って保全する	F地区
人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが 比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定 されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを 周知する	B·C 地区







機災前に浸水被害防止区域から 安全な土地への移転が可能とない。 貯留機能保全区域

の指定

浸水被害防止区域の指定

+

居住を避ける・居住する場合にも命を守る ・移転を促す対策

「流域治水」の本格的な実践に向けた大和川水系大和川等の特定都市河川への指定

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間:大和川水系大和川他 計18河川 流域面積:712km²(流域内の市町村数 25)



大和川流域総合治水対策の推進(S60~)

- ○河川改修や水路改修等の推進
- ○大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~) 総合治水の取組を体系的に実施
- ○**奈良県平成緊急内水対策事業**に着手 (H30.5~) 喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策 に必要な貯留施設を整備





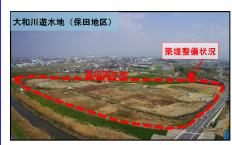
大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催) 流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 〜流域治水関連法の施行後、全国初の指定〜

ハード整備の加速化

○河川整備の加速化

流域水害対策計画に基づく河道 掘削や遊水地等の整備を加速化





流域における 貯留・浸透機能の向上

○貯留施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水 害リスクを減らすため、公共や民間 企業等による雨水貯留浸透施設の 整備を促進

○ため池の治水利用

既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援 補助率の嵩上げ(補助率1/3⇒1/2) 固定資産税を1/6~1/2 に軽減



高田土木事務所駐車場 地下貯留施設 (大和高田市栄町)



ため池治水利用 (天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた 土地利用

○浸水被害防止区域の指定 貯留機能保全区域の指定

条例で指定する『市街化編入 抑制区域』等を中心に区域の 指定を検討

<浸水被害防止区域の指定による 規制の例>

その土地で農業等を営む方の住宅の建築 ⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築 ⇒原則、開発禁止となる**

※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域※の指定状況

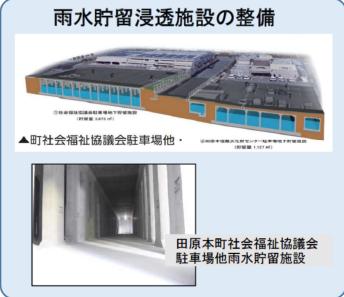
※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される 浸水深が50m以上の土地の区域

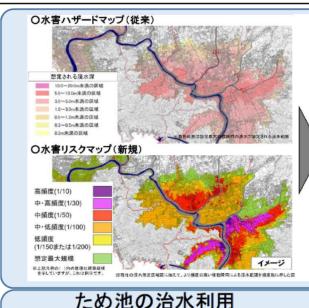
「大和川流域治水相談窓口」を開設(R3.12.23)

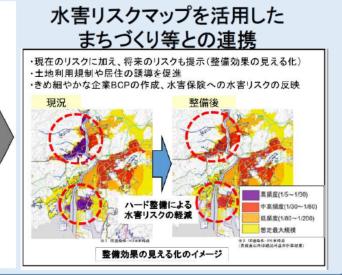
~流域治水関連法施行後、全国初となる特定都市河川に大和川等が指定~

大和川の特定都市河川指定に伴う流域治水対策を推進するため、王寺出張所に「大和川流域治水相談窓口」を設置しました。 今後、雨水貯留浸透施設の整備やため池治水利用、土地利用規制等、関係市町村等による流域治水の取り組みに対して技術 的支援を行います。







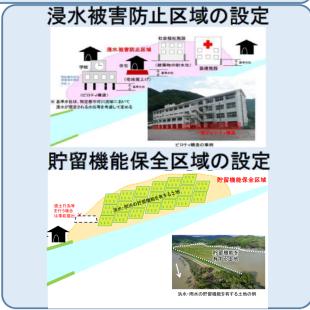








調整板を設置すると、 排水量を減らすことが でき、これまで以上に 水田に貯留することが 可能となる。



流域対策における効果について(鶴見川)

東京都

矢上川

(資料中の各数値は速報値)

○ 鶴見川流域では、多目的遊水地(河川対策)や防災調整池整備(流域対策)等の 流域一体となった総合治水対策を実施。

亀の子橋水位観測所

鶴見川多目的遊水地

○ 台風第19号の際、これら施設には約370万m3が貯留され、亀の子橋地点で 約0.7mの水位低減

■ 台風第19号における鶴見川流域の効果事例

【事 例】

鶴見川は特定都市河川浸水対策法に基づき、 河川対策、下水道対策、流域対策の一体的な 総合治水対策を推進

鶴見川流域水害対策計画(末吉橋地点)

鶴見川流域の流域目標流量:2,110m³/s

河川対策 : 1,860m³/s (うち洪水調節施設等: 360m³/s)

下水道対策: 30m³/s 流域対策: 220m³/s

【鶴見川多目的遊水地(河川対策)】(390万m3)

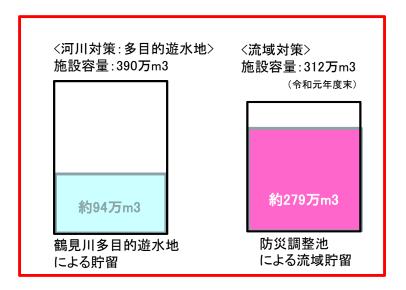


鶴見川多目的遊水地は、平常時には公園等として利用

台風第19号時の貯留状況

【防災調整池(流域対策)】





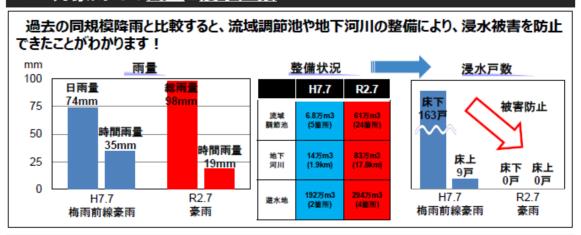
の雨水貯留浸透施設が整備されている。

寝屋川流域の治水施設が浸水被害を防止しました!!

九州を中心に甚大な被害をもたらした「R2.7月豪雨」ですが、大阪府でも7/6(月)~7/8(水)にかけて雨が降り続き、寝屋川流域では星田地点において、時間最大雨量19mm、総雨量98mmの雨となりました。

この降雨で、流域調節池や地下河川で<u>約70,000m³(25mプールで約230</u> 杯)の水を貯留し、浸水被害を防止することができました!

R2.7月豪雨での雨量と浸水戸数



R2.7月豪雨における流域調節池の貯留状況と浸水被害軽減効果



国土交通省 水管理·国土保全局 治水課課長補佐 池田大介 係長 池内寛明

Tel: 03-5253-8111(代表/内線35684)

Fax: 03-5253-1604

E-mail: ikeuchi-h86tb@mlit.go.jp(池内)

ご清聴ありがとうございました。